

## オスプレイの横田基地への飛来は2度と行わないよう要請します

防衛大臣 小野寺 五典 様

外務大臣 岸田 文雄 様

7月19日(土)～21日(月)まで、横田基地周辺で働き生活する人々の多くは3連休でした。また子供たちにとっても楽しみにしていた夏休みの始まりでした。ところがご承知のように、『北海道航空協会』なる“民間の組織”のイベントに参加することを口実に、19日と21日の2日間、延べ4回にわたり、オスプレイの横田基地飛来が強行されました。私たちは、事前に飛来中止を求めてきたにもかかわらず強行されたことに對し、改めてここに遺憾の意を表します。

同時に、オスプレイの着陸時の飛行モードは、基地外の段階でヘリモードに変換しており、日米合意に違反し、かつ、7月21日の離陸時は、2機同時離陸を行い、後続機が先導機の気流の影響を受け易い飛行を行っており、過去の墜落事故の教訓に反する飛行方法と言わざるを得ず、きわめて危険な行為であったと判断されます。

私たちは、かかる事実に基づき協定の遵守に危惧を抱くとともに密集した市街地上空での市民生活を無視した危険飛行に恐怖と怒りを禁じ得ません。かかる危険行為に強く抗議いたします。

横田基地は周囲を住宅地や商業施設に囲まれた飛行場で、沖縄の普天間基地などとともに、「とても危険な飛行場」として世界的にも名を知られた基地とされています。またオスプレイ機自体も、これまで多くの人命を失う重大な事故を繰り返しています。そのため今般の飛来に対して、横田基地周辺の多くの自治体が、「飛来は困ります。止めて下さい」とする趣旨の要請を国に対して行っていました。しかし残念ながらこうした思いや願いは無視され、飛来が強行されたのです。実際飛来した両日とも、飛来「反対」の集会は開かれましたが、「賛成」や「歓迎」の集会やイベントは皆無でした。

日頃から「在日米軍は周辺の皆様にとってより良き隣人なのです。」と言っておきながら、周辺自治体の正当な要請や要望は平気で無視する傍若無人な態度は、許されることではありません。またこれまでも横田基地の航空機騒音も、裁判所から繰り返し断罪されてきたことは周知の事実です。本来なら少しずつでも騒音を減らすために努力すべき所を、オスプレイの飛来を、しかも貴重な連休に強行するなど、「司法の厳粛な判断を愚弄するもの」と言われても仕方ないのではないのでしょうか。

21日はオスプレイの離陸直前にC130の編隊飛行が始まりました。その後も、夜10時近くまで低空旋回飛行を繰り返し、また、ヘリコプターも飛行し耐え難い騒音被害を増幅させていました。前述の通り21日は連休最終日で、仕事を持つ人は誰も、「明日に備えて夜は静かにゆっくりしたい」と願うのです。しかしこんなささやかな願いさえも、国や米軍はないがしろにしたのです。国民生活の安寧や静穏を守れぬ“日米同盟”や“安全保障”とはいったい何なのでしょう。

オスプレイの離陸後、横田基地周辺住民の間では「今度来る口実は“友好祭”だろう」とか「入間基地でも“招待”するんじゃないか」とか「そうやって少しずつ慣らしていくのだろうな」などの話が交わされています。昨年7月のオスプレイ横田基地配備を巡る米空軍高官の発言から1年が経ちました。この間の経緯を振り返れば周辺住民の不安が、単なる杞憂でないことは明らかです。

私たちは、政府がその国民から騒音被害の軽減を求めて何回も裁判に訴えられ、敗訴を繰り返す現状を、「不幸なこと」と考えています。そうした立場から、横田基地を使用する航空機の離着陸や旋回飛行訓練の制限や、台風からの避難やイベント参加などを口実にした、不要不急の飛来は止めるよう求めています。国も、横田基地の航空機騒音を巡る裁判のこれまでの経緯を省みれば、私たちの思いは十分に理解できるものと思います。

国はオスプレイ飛来に対する周辺住民の「止めて欲しい」との思いや、それを代弁する自治体やその議会の意見を真摯に受け止めオスプレイの再飛来はもちろんのこと、常駐も行わないよう要請します。

2014年 7月 30日

第9次横田基地公害訴訟原告団

団長 福本道夫

(連絡先) 〒196-0001 東京都昭島市美堀町3-13-1

TEL/FAX 042-542-5625

第2次新横田基地公害訴訟原告団

団長 大野芳一

(連絡先) 197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302

TEL/FAX 042-552-4451